

第60回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年9月5日)

| | | | | |
|---------|------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 開催日及び場所 | | 平成23年6月22日(水曜日) 農林水産省共用第6会議室 | | |
| 委員 | | 大森 秀昭(弁護士) 五十嵐 徹(論説副委員長) 原 伸夫(公認会計士) | | |
| 審議対象期間 | | 平成22年10月1日～平成23年3月31日 | | |
| 審議対象案件 | | 31件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | | |
| 抽出案件 | | 5件 (抽出率16%) うち、1者応札案件2件 (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 3件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | 工事希望型競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | 随意契約(不落随意契約) | 0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | 変更契約 | 1件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | |
| | | 業務 | 一般競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | 指名競争 | | 公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | 簡易公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | その他の指名競争 | 1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | 随意契約 | | 公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | | 標準型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| | | その他の随意契約(不落随意契約) | 0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | |

| | | |
|---|-----------------------|---------------------|
| (特記事項) 特になし | | |
| | 意見・質問 (詳細に記述すること。) | 回答等 (詳細に記述すること。) |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置] | 特になし | |

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|---|
| <p>(1 件目)</p> <p>1. 落札者の決定について。評価点の高い者が落札者とはならないのか。</p> <p>2. 2 回目の入札で A 社の入札価格は落札者より 50 万円高いけれど、評価値は落札者より高い得点となっている。このような場合、入札価格と評価値を斟酌しないのか。</p> <p>3. 規則どおりでいくとそうだが。加算点が 12 と 22 だから、大きな技術的レベルの違いがあると思われるが、規則どおりに決定するしかないのか。</p> <p>4. 予定価格を下回っていれば、その中で評価値の一番高い者を選ぶということのようだが、予定価格と 30 万円くらいの違いであれば、評価値の高い者と契約する方が有利なような気もするが、あくまでも予定価格に達しない者は切るという方針か。</p> | <p>(1 件目)</p> <p>1. 落札者の決定方法は、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ評価値が評価基準値を下回っていない者で評価値の最も高い者が落札者となる。</p> <p>2. A 社については、2 回目の入札においても、予定価格に達していないので対象外となる。</p> <p>3. そのとおりである。</p> <p>4. 会計法令上そのようになっている。</p> |
| <p>(2 件目)</p> <p>1. 1 者応札となった理由について、入札に参加しなかった業者へのアンケートの答えに「審査基準がわかりにくく、判断できなかった。」という回答があるが、公告の仕方に問題があるのか、あるいは業者側の理解力がないのか。</p> <p>2. 1 者応札で、1 回目で落札しない場合でも、再度入札をするのか。もう一度、入札手続きをやり直さないのか。</p> <p>3. 消火栓設備の取替はそれほど特殊な工事と思えないが、アンケートで、「工事内容、業務量等が分かりにくく判断できなかった」等の答えがある。業者に工事内容が伝わらなかったような印象を受けるが、工事のボリューム等の情報の伝え方に問題はな</p> | <p>(2 件目)</p> <p>1. 内容等不明な点についての問い合わせは質問書等により対応している。 今回のアンケート調査で、事前にこちらで用意した設問の 1 つの回答なので、具体的にどういうことがわかりにくかったのかということとは不明である。 公告等の記載内容については、ほかの省などの情報も参考にし、改善すべき点は、改善している。</p> <p>2. 1 回目で落札しない場合、原則 2 回まで入札を行うが、状況によりそれを超えて行う場合もある。1 回でやめて、再度手続きとなると、公告期間が例えば 47 日間かかるし、工事期間等にも影響を与えることとなるので、その時々の実情を考慮し、対処している。</p> <p>3. 公告については、掲示をしたり地域の新聞に掲載していただいたり、また、農林水産省のホームページやメールマガジンによる情報提供を行っている。 また、工事のボリュームについては、数量の内訳書を資料として渡しており、ボリ</p> |

いのか。

4. アンケートはどのような方を対象にしているのか。

5. 1者応札であったから調査を行ったのか。

6. 1者応札事後検証で具体的な改善策が示されているが、今後、同種の工事について、変えるということか。

7. 競争参加資格のどこを変えるのか。

8. 同種工事の施工実績のうち、建物の規模の条件を緩和して門戸を広げようということか。

(3件目)

1. 1者応札となった理由についてのアンケートで、「1人の技術者が1つの現場しかみられない」とあるが、この工事は、技術者が現場に常駐しなければならないということか。

2. 工事現場のかけ持ちができないから厳しいということか。

3. この要件を求められると、応札予定業者は社内の優秀な技術者をこの現場に張りつけなければならないということになり、つらいということか。

また、工事实績の数量を緩和することは、この要件も緩和する効果があると思われるが如何か。

4. メールマガジンのアドレスを通知することで、効果は上がっているのか。

5. これから検証するのか。

(4件目)

1. I期とII期で別々に発注した理由は何か。もっと効率よく発注する方法はなかったのか。

ユームを把握することはできると考えている。

4. 本アンケートについては、工事種目が管工事、B等級の東京都内の業者で、統計上の完成工事高が高い業者から約20者を選び、協力してもらえる業者に対して調査を行った。

5. そのとおりである。

6. そのとおりである。

7. 同種工事の施工実績の要件について、例えば、建築一式工事で、規模を延べ面積、500平米以上としていたものを、C、Dランクの対象工事については原則として、面積の設定をしないというように緩和。

8. そのとおりである。

(3件目)

1. そのとおりである。

2. 専任義務が契約の中にあるので、効率のよい案件を選別してしまう傾向にあるとの回答である。また、工事实績情報サービス(コリンズ)への工事情報登録も義務付けられている。

3. そのとおりと思われる。

4. 登録者数は毎月着実に増えているが、その効果については、現時点では、わからない。

5. 何ともいえない。

(4件目)

1. I期目は、予算措置がされていない中で緊急対応として、既存の予算の中で

2. 変更内容で、最も大きな事項は、土壌改良に要する費用に追加が生じたということか。

3. 土の入れ替え工事に付随して家屋調査の実施とか、樹木の追加伐採とかあるが、どういう理由か。また、当初の工事で一緒に発注出来なかったのか。

4. 汚染物質は何か。

(5件目)

1. 予定価格について入札金額が予定価格を大きく下回っているが、そもそも予定価格が高過ぎているということはないか。

また、予定価格の決定方法に何か問題点はないのか。

2. 構造計算偽装事件の影響で、業務報酬を上げなければ、よい仕事をしていただけないという理由で、高くなったということか。

3. 入札価格について、この価格で品質の確保は心配ないのか。また、その理由を調査しているのか。

4. II期工事であるが、同じ敷地内で似たような間取りの建物を建てる場合であっても設計を行う必要があるのか。

5. 設計業務は人件費だけなので、固定費回収のためにこのような価格でも契約するというこもあるのだろうか。

6. 評価値は検討したのか。

経費を工面し、全体の約3分の1を発注した。

II期工事は、残りの3分の2について、予算措置を行い、別工事として発注した。

2. そのとおりである。

当初、深さ50cmの予定が1mになった部分があり、処理する土量が増えたということである。

3. I期工事は、緊急性を優先し、比較的隣家屋が少ない、敷地の北のほうの施工を行った。II期工事は予算措置を行い残りの北の部分と南の部分の工事を行ったが、南の部分は隣に家屋が多く、隣の家々が受ける振動が大分違って来たということで、苦情が出て来たことから、家屋調査を行うこととした。

4. 水銀である。

(5件目)

1. 設計業務の予定価格については、国土交通省の官庁営繕部で制定している積算基準に従って積算している。構造計算偽装事件があったことで、建築士法が改正され業務報酬が前の基準よりは高い値になったことから、設計業務の予定価格は、以前より高くなっている。

2. そのとおりである。

3. この案件は、低入札調査の対象ではないので、その理由のヒアリングはしていない。業務の品質確保については、成果品の検証は行っている。

4. 建物は、同じような間取りであっても、今回のように2階部分と3階部分があると重心が変わったりしてしまう。そのため設計をやり直し、構造計算もやり直すことになる。

5. そのとおりと思われる。

6. この契約は指名競争なので、評価値等の審査はしていない。